

2026 年 7 月 10 日

加盟店各位

株式会社いーふらん
加盟店サポート営業部

【重要】古物商許可証のご確認のお願い

日頃より店舗運営にご協力いただきありがとうございます。

この度、法令順守の観点から、「古物商許可証」のご確認をお願いいたします。

特に、個人事業主から法人成りされたオーナー様はご注意ください。

万が一、法人として営業しているにもかかわらず個人名義の許可証のまま営業を続けている場合は、「名義貸し」にあたります。

- ・個人名義で取得した古物商許可証は、法人へ引き継ぐことはできません。
- ・法人成り後は、**法人名義で新たに古物商許可を取得**する必要があります。
- ・法人名義の許可取得後は、**個人名義の古物商許可証の返納**が必要です。

契約書記載の通り、登記事項に変更が生じた場合や契約者住所や商号等が変わった場合は、本部への「**報告義務**」がございますので、ご一報いただくようお願いいたします。

添付ファイルをご確認いただき、現在の許可証の名義や手続き状況について今一度ご確認をお願いいたします。

ご不明な点やご自身の状況が該当するか判断に迷われる場合は、担当 SV またはお近くの警察署（生活安全課）までご相談ください。

加盟店サポート営業部 045-522-6766

【重要】法人成りした皆様へ

古物商許可の 「**うっかり名義貸し**」に注意!



これは法律違反の「**名義貸し**」です!
「**無許可営業**」となります!



「個人」と「法人」は
法律上、別人格です



許可証の「流用」は
はできません



重い罰則：3年以下の懲役

または

100万円以下の罰金



法人名義で「**新規申請**」
が必要です!

手続きの切り替え(新規取得)を早急に。
ご相談は管轄の警察署まで

古物許可証の確認と 法人成りした際の新規申請と返納

必ず確認をお願いします！

＼コンプライアンス遵守が信頼される店舗運営につながります／

✓ 古物許可証の確認チェック！

営業を行う前に、必ず下記を確認してください。

- ✓ 古物許可証の**名義(氏名・法人名)**は営業主体と一致していますか？
- ✓ 許可証の**営業所の所在地**は、現在の店舗所在地と一致していますか？
- ✓ 許可証の**有効期限**は切れていませんか？
- ✓ 許可証は店舗の**見やすい場所に掲示**していますか？

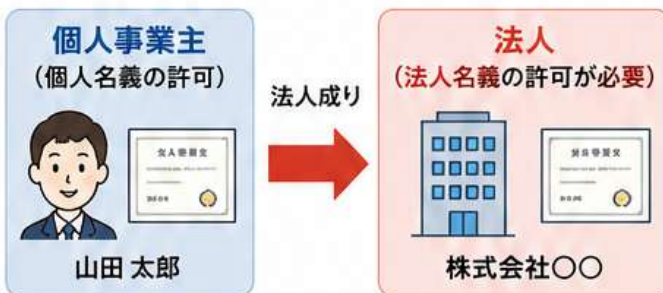


名義不一致や許可がない状態での営業は「**無許可営業**」となり、法律違反になります！

❗ 法人成りしたら要注意！

個人で取得した古物許可は、あくまで“**その人**”のものです。

法人成り後は、法人名義の許可が必要です！



個人の許可のまま法人として営業することは「**無許可営業**」に該当する可能性があります！

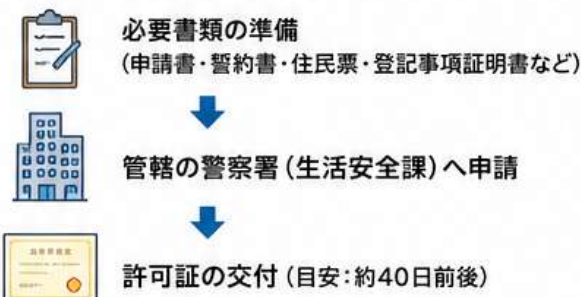
※代表者が同一人物でも、個人と法人は別の事業者として扱われます。

法人成りした際の手続きの流れ

※法人成り前に余裕をもってご準備ください。

① 法人名義で新規申請 (必ず先に取得)

法人名義で新たに古物商許可を申請します。

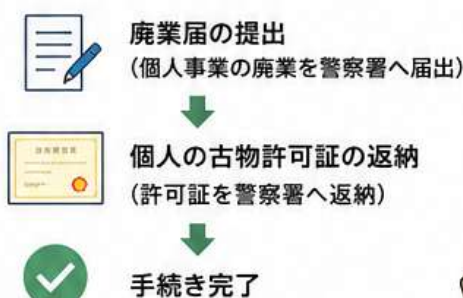


〈ポイント〉

- 法人の営業所ごとに申請が必要です。
- 法人名義の許可が下りるまでは、法人として古物営業はできません。

② 個人の許可証の返納 (廃業)

法人名義の許可証を取得した後、個人の許可は返納します。



〈ポイント〉

- 個人の許可証を返納しないと、名義が重複してしまう可能性があります。
- 返納が完了するまで責任は残ります。



無許可営業の罰則

古物営業法により、無許可営業が判明した場合は、以下の罰則の対象となることがあります。



3年以下の懲役 または 100万円以下の罰金
(またはその両方)

※悪質な場合は営業停止等の行政処分を受けることがあります。

ご不明な点は早めにご相談ください

手続き方法や必要書類、スケジュール等は営業所を管轄する警察署の生活安全課 (古物担当) へ事前にご相談ください。



コンプライアンスの徹底は、信頼と安心の店舗づくりにつながります。
正しい手続きを行い、安心して営業しましょう！

